

青森県報

第二千五百九十一号

平成十八年
二月十五日
(水曜日)

目 次

告 示

字区域の変更.....	(市) 振 興 町 課 村	一
公有水面埋立ての免許の出願の要領.....	(港湾空港課)	一
青森県指定金融機関等の指定の一部改正.....	(経 理 課)	二
公 告		
平成十八年度県境不法投棄産業廃棄物の運搬・処分(焼却・溶融)業務に係る一般競争入札.....	(県境再生) 対 策 室	三
平成十八年度県境不法投棄産業廃棄物の運搬・処分(焼却・焼成)業務に係る一般競争入札.....	(同)	四
大規模小売店舗の変更の届出.....	(経営支援課)	六
土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定.....	(農村整備課)	八
換地処分.....	(同)	八
県営土地改良事業計画の決定.....	(同)	九
選挙管理委員会		
政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨の一部訂正.....	(事 務 局)	九
収用委員会		
公示送達.....	(監 理 課)	九

告 示

青森県告示第九十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、外ヶ浜町長から外ヶ浜町の字の区域を次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

右の字の区域の変更は、平成十八年二月十六日からその効力を生ずるものとする。

平成十八年二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

東津軽郡外ヶ浜町

字蟹田小国品吉一三の一、一三〇の一、一三一、一三五、一三八の一、一三九の一、一四〇、一四一の一、一四三の三から一四三の七まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに一三四に隣接する道路である公有地の全部、字蟹田小国岩井二六一に隣接する字蟹田小国品吉の水路である公有地の全部を字蟹田小国岩井に編入する。

青森県告示第九十七号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、平成十八年二月六日公有水面の埋立ての免許の出願があったので、同法第三条第一項の規定により、その要領を次のとおり告示する。

なお、その関係書面及び図書は、告示の日から起算して三週間、青森県土整備事務所青森港管理所及び青森市役所柳川庁舎に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年二月十五日

青森港港湾管理者 青 森 県
代表者 青森県知事 三 村 申 吾

- 一 出願人の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名
- 1 出願人の住所及び名称

青森市長島一丁目一の

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目一の

青森県知事 三村 申吾

二 埋立区域

1 位置

青森市本町四丁目一番地一五、二番地一四、二番地二二及び二番地一一の地先
公有水面

2 区域

次の各地点のうち の地点から の地点までを順次に結んだ線、 の地点から
三五〇度三八分〇三秒四四・〇三メートルを半径とする半径四四・〇三メートル
の円周で の地点と の地点を結ぶ南東側の円弧、 の地点から の地点までを
順次に結んだ線及び の地点と の地点を結んだ線により囲まれた区域

の地点 新北防波堤西灯台（北緯四〇度五〇分〇八秒、東経一四〇度四五分〇

二秒）から一五三度三五分一六秒五五・五八メートルの地点

の地点 の地点から八〇度三五分三一秒一六・二三メートルの地点

の地点 の地点から二〇〇度三三分一〇秒二七・一一メートルの地点

の地点 の地点から一三八度二〇分二秒一五・四七メートルの地点

の地点 の地点から一一〇度四分〇三秒二・三〇メートルの地点

の地点 の地点から一七〇度五二分五一秒二二・九四メートルの地点

の地点 の地点から二六〇度三八分〇一秒四一・九五メートルの地点

の地点 の地点から二六〇度三八分〇一秒一〇〇・一九メートルの地点

の地点 の地点から三五〇度三三分三一秒三一・五〇メートルの地点

の地点 の地点から八〇度三八分〇一秒二六・八三メートルの地点

の地点 の地点から三五〇度三八分〇一秒〇・七二メートルの地点

の地点 の地点から八〇度三八分〇一秒五四・〇〇メートルの地点

の地点 の地点から五〇度三三分三六秒四四・〇九メートルの地点

の地点 の地点から二〇〇度三三分一〇秒八二・一九メートルの地点

の地点 の地点から一一〇度三三分一〇秒〇・七〇メートルの地点

3 面積

六、三〇三・二〇平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

青森市本町四丁目一番地一五、二番地二二、二番地一一の地内並びに同町四丁
目一番地一五、二番地一四、二番地二二及び二番地一一の地先公有水面

2 区域

次の各地点のうちイの地点からヲの地点までを順次に結んだ線及びイの地点と
ヲの地点とを結んだ線により囲まれた区域

イの地点 新北防波堤西灯台（北緯四〇度五〇分〇八秒、東経一四〇度四五分〇
二秒）から一九一度〇八分三一秒三四一・六九メートルの地点

ロの地点 イの地点から八〇度三五分三一秒三〇四・一一メートルの地点

ハの地点 ロの地点から一七〇度三三分三一秒一五五・三八メートルの地点

ニの地点 ハの地点から一七〇度三三分三一秒一四・四二メートルの地点

ホの地点 ニの地点から一九八度二五分一五秒一三〇・二四メートルの地点

ヘの地点 ホの地点から二六四度三九分三九秒五・〇〇メートルの地点

トの地点 ヘの地点から一九九度五九分五〇秒一三・四二メートルの地点

チの地点 トの地点から一一〇度四分〇三秒二・三〇メートルの地点

リの地点 チの地点から一七〇度五二分五一秒二二・九四メートルの地点

ヌの地点 リの地点から一七〇度五二分五一秒一四・四九メートルの地点

ルの地点 ヌの地点から二六〇度四九分二七秒二四二・二四メートルの地点

ヲの地点 ルの地点から三五〇度三三分三一秒二二・〇〇メートルの地点

3 面積

九三、八一五・一七平方メートル

四 埋立地の用途

緑地、保管施設用地

青森県告示第九十八号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一
部を次のように改正する。

平成十八年二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

「株式会社みちのく銀行問屋町支店 店流通団地出張所	青森市大字野木	を削り、
「株式会社みちのく銀行七重浜支店 三丁目	北海道上磯郡上磯町七重浜	を
「株式会社みちのく銀行七重浜支店	北海道北斗市七重浜三丁目	に改める。

公 告

平成十八年度県境不法投棄産業廃棄物の運搬・処分（焼却・溶融）業務に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成十八年二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

- 1 業務名 平成十八年度県境不法投棄産業廃棄物の運搬・処分（焼却・溶融）業務
 - 2 業務場所 三戸郡田子町大字茂市字川倉ノ上地内の産業廃棄物不法投棄現場から受託者の中間処理施設
 - 3 業務内容 入札説明書による。
 - 4 業務期間 平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで
- 二 入札に参加する者に必要な資格
- 1 運搬を担当する者と処分を担当する者の共同企業体の方法によるものとし、共同企業体の各構成員が地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しないものであること。
 - 2 共同企業体の構成員のうち、運搬を担当する者は三者以上であること。

3 運搬を担当する者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第十四条第一項に基づく許可のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、ばいじん（これらのうち、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の品目を取り扱う許可及び同法第十四条の四第一項に基づく許可のうち、感染性産業廃棄物、汚泥（鉛又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、一・二ジクロロエタン、一・ニジクロロエタン、シスー・ニジクロロエチレン、ペンゼン、ダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。）の品目を取り扱う許可を有していること。

4 処分を担当する者は、廃棄物処理法第十四条第四項に基づく許可のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、ばいじん（これらのうち、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の品目を取り扱う許可及び同法第十四条の四第四項に基づく許可のうち、汚泥（鉛又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、一・二ジクロロエタン、シスー・ニジクロロエチレン、ペンゼン、ダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。）の品目を取り扱う許可を有していること。

5 運搬を担当する者は、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条に基づく許可を有していること。
6 共同企業体の各構成員が当該入札に係る他の共同企業体の構成員を兼ねていないこと。
7 共同企業体の代表者は、構成員の中で施行能力がより大きい者とする。

三 入札書の提出場所等
1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
青森市長島一丁目の一
青森県環境生活部環境再生対策室環境再生計画担当
電話 〇一七 七三四 九二六一

2 入札書の提出期限
平成十八年三月二十四日 午後五時

3 開札の場所及び日時

青森市長島一丁目の一
青森県庁舎 北棟五階A会議室
平成十八年三月二十七日 午前十時

四 入札保証金及び契約保証金に関する事項

単価契約につき不徴収

五 契約書の取り交わしの時期

平成十八年四月一日

六 落札者の決定の方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者に決定する。

七 入札条件

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）に定める入札者心得書を遵守すること。

八 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

2 入札者に求められる義務

入札への参加を希望する者は、必要な証明書を入札書の提出期限までに青森県環境生活部環境再生対策室長に提出しなければならず、また、開札日の前日まで当該証明書の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

3 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

4 入札書の記入方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。なお、入札書記載金額は、産業廃棄物一トン当たりの運搬・処分料金とする。

5 入札手続の停止等

平成十八年度青森県一般会計予算が成立しないときは、本件入札の手続について停止等の措置を行うことがある。

SUMMARY

1 Service to be required:

Collection conveyance and incineration Project of illegal industrial waste abandonment on Prefectural borders.

2 Fulfillment period:

From April 1,2006 through March 31,2007

3 Time limit for tender:

5:00 p.m. March 24,2006

4 Contact point for the notice:

Prefectural Boarders Recycling Measure Office, Department of Environment and Public Affairs, Aomori Prefectural Government
1-1-1 Nagashima, Aomori City, Aomori 030-8570 JAPAN
TEL 017-734-9261

~~~~~  
平成十八年度環境不法投棄産業廃棄物の運搬・処分（焼却・焼成）業務に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成十八年二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

1 業務名 平成十八年度環境不法投棄産業廃棄物の運搬・処分（焼却・焼成）業務

2 業務場所 三戸郡田子町大字茂市字川倉ノ上地内の産業廃棄物不法投棄現場から受託者の中間処理施設

3 業務内容 入札説明書による。

4 業務期間 平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで

二 入札に参加する者に必要な資格

1 運搬を担当する者と処分を担当する者の共同企業体の方法によるものとし、共同企業体の各構成員が地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しないものであること。

2 共同企業体の構成員のうち、運搬を担当する者は三者以上であること。

3 運搬を担当する者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第十四条第一項に基づく許可のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、ばいじん（これらのうち、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の品目を取り扱う許可及び同法第十四条の四第一項に基づく許可のうち、感染性産業廃棄物、汚泥（鉛又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、一・二 ジクロロエタン、シスー・二 ジクロロエチレン、ベンゼン、ダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。）の品目を取り扱う許可を有していること。

4 処分を担当する者は、廃棄物処理法第十四条第四項に基づく許可のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、ばいじん（これらのうち、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の品目を取り扱う許可及び同法第十四条の四第四項に基づく許可のうち、汚泥（鉛又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、一・二 ジクロロエタン、シスー・二 ジクロロエチレン、ベンゼン、ダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。）の品目を取り扱う許可を有していること。

5 運搬を担当する者は、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条に基づく許可を有していること。

6 共同企業体の各構成員が当該入札に係る他の共同企業体の構成員を兼ねていないこと。

7 共同企業体の代表者は、構成員の中で施行能力がより大きい者とする。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ

せ先

青森市長島一丁目の一

青森県環境生活部環境再生対策室環境再生計画担当

電話 〇一七 七三四 九二六一

2 入札書の提出期限

平成十八年三月二十四日 午後五時

3 開札の場所及び日時

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 北棟五階A会議室

平成十八年三月二十七日 午前十時三十分

四 入札保証金及び契約保証金に関する事項

単価契約につき不徴収

五 契約書の取り交わしの時期

平成十八年四月一日

六 落札者の決定の方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者に決定する。

七 入札条件

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）に定める入札者心得書を遵守すること。

八 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札者に求められる義務

入札への参加を希望する者は、必要な証明書を入札書の提出期限までに青森県

環境生活部環境再生対策室長に提出しなければならず、また、開札日の前日までに当該証明書の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

3 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

4 入札書の記入方法

入札書の記入方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一日未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。なお、入札書記載金額は、産業廃棄物一トン当たりの運搬・処分料金とする。

5 入札手続の停止等  
平成十八年度青森県一般会計予算が成立しないときは、本件入札の手続について停止等の措置を行うことがある。

SUMMARY

1 Service to be required:  
Collection conveyance and incineration Project of illegal industrial waste abandonment on Prefectural borders.

2 Fulfillment period:

From April 1,2006 through March 31,2007

3 Time limit for tender:

5:00 p.m. March 24,2006

4 Contact point for the notice:

Prefectural Boarders Recycling Measure Office, Department of Environment and Public Affairs, Aomori Prefectural Government  
1-1-1 Nagashima, Aomori City, Aomori 030-8570 JAPAN  
TEL 017-734-9261

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年二月十五日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

青森県知事 三 村 申 吾

イオン柏シヨッピングセンター  
つがる市柏稲盛幾世四一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
イオンモール株式会社  
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一  
代表取締役 川戸義晴

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

| 変更前                                            | 変更後                                           | 変更年月日                                |
|------------------------------------------------|-----------------------------------------------|--------------------------------------|
| 株式会社イワマ靴店<br>宮城県仙台市青葉区一番町四の九の一七<br>代表取締役 岩間英泰  | 削除                                            | 平成一七・六・三〇                            |
| 株式会社モリタ<br>青森市新町二丁目二の五<br>代表取締役 盛田正裕           | 削除                                            | "                                    |
| 株式会社タツミヤ<br>東京都八王子市暁町一丁目三二の二三<br>代表取締役 指田努     | 株式会社タツミヤ<br>東京都八王子市暁町一丁目三二の二三<br>代表取締役 曲淵恵美子  | 一七・六・三三                              |
| 株式会社コックス<br>静岡県浜松市鍛冶町三三〇の二三<br>代表取締役 藤野武美      | 株式会社コックス<br>東京都江東区新大橋一丁目八の一一<br>代表取締役 荻原久示    | 住所の変更<br>一五・二・九<br>代表者の変更<br>一五・五・一六 |
| 株式会社パレモ<br>愛知県名古屋市中村区名駅三丁目二六の八<br>代表取締役 中本敏幸   | 株式会社パレモ<br>愛知県稲沢市天池五反田町一<br>代表取締役 中本敏幸        | 一三・九・二二                              |
| 株式会社大創産業<br>広島県東広島市西条町大字吉行字向一の六〇<br>代表取締役 矢野博文 | 株式会社大創産業<br>広島県東広島市西条吉行東一丁目四の一四<br>代表取締役 矢野博文 | 一六・四・二〇                              |
| 有限会社北川本店<br>五所川原市金木町朝日山二〇二の一<br>代表取締役 北川大成     | 削除                                            | 一七・七・二                               |



|                             |                                                   |                                                 |                                                   |                                                              |                                                                                           |
|-----------------------------|---------------------------------------------------|-------------------------------------------------|---------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 四<br>届出年月日<br>平成十八年二月六日     | 五<br>届出書の縦覧                                       | 一<br>場所<br>青森県商工労働部経営支援課及びつがる市役所                | 二<br>期間<br>平成十八年二月十五日から同年六月十五日まで                  | 三<br>時間<br>午前八時三十分から午後五時十五分まで<br>ただし、つがる市役所にあつては、その執務時間内とする。 | 六<br>意見書の提出<br>この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。 |
| 秋田県秋田市東通仲町一〇の<br>代表取締役 仙波秀紀 | 株式会社ツルヤ靴店<br>愛知県名古屋千種区今池三<br>丁目四の一〇<br>代表取締役 服部博幸 | 丸高衣料株式会社<br>東京都中央区日本橋大伝馬町<br>九の一〇<br>代表取締役 川口俊治 | 株式会社 文教堂<br>神奈川県川崎市高津区久本三<br>丁目三の一七<br>代表取締役 嶋崎鉄也 | 一七<br>六<br>三                                                 | 一七<br>六<br>一                                                                              |
|                             |                                                   |                                                 |                                                   |                                                              | 一七<br>六<br>五                                                                              |

- 四 届出年月日  
平成十八年二月六日
- 五 届出書の縦覧
- 一 場所  
青森県商工労働部経営支援課及びつがる市役所
- 二 期間  
平成十八年二月十五日から同年六月十五日まで
- 三 時間  
午前八時三十分から午後五時十五分まで  
ただし、つがる市役所にあつては、その執務時間内とする。
- 六 意見書の提出  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

3 記載事項  
(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

2 提出先  
青森県商工労働部経営支援課

1 提出期限  
平成十八年六月十五日

3 記載事項  
(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

- (一) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (二) 意見及びその理由
- 4 言語  
意見書は、日本語により記載すること。

土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、西津軽土地改良区に係る土地改良事業計画の変更認可の申請を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十八年二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

1 土地改良事業計画書の写し

2 定款の写し

二 縦覧の期間

平成十八年二月十六日から同年三月十五日まで

三 縦覧の場所

五所川原市役所

つがる市役所

鶴田町役場

換地処分

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、中小国地区の県営土地改良事業に係る換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公告する。

平成十八年二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾





一の裁決書は、青森県国土整備部監理課内において保管しているので、いつでもその交付を受けることができます。

四 その他

一の裁決書は、平成十八年三月八日をもって送達があったものとみなされます。

別表 送達を受けるべき者

| 氏 名   | 住 所                 | 備 考     |
|-------|---------------------|---------|
| 村 福次郎 | 青森県弘前市大字富田字大野12番地38 | 土地登記簿記載 |

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一  
青 森 県 号

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭